

三原市土木工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、市が行う土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工事関係図書
- (2) 実施状況
- (3) 出来形、品質及び出来ばえ

(検査の準備)

第3条 検査等の円滑化を図るため、検査実施にあたっては、原則として次の各号に掲げる書類等を準備するものとする。

- (1) 書類
 - ア 施工計画書
 - イ 施工図
 - ウ 出来形及び品質管理の資料
 - エ 工程管理の資料
 - オ 工事写真
 - カ その他必要と認められる書類
- (2) 検査に必要な器具等
- (3) 検査時に必要とする交通整理員及び交通安全器具
- (4) 工事完成区間内の測点、測点距離及び主要構造物の各種寸法のペイント等による明示

(検査の方法及び基準)

第4条 検査の方法及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 工事関係図書（施工計画書、実施工程表、施工図等、工事の記録、その他必要と認める書類等をいう。）の検査は、当該書類の整備状況を設計図書及び仕様書等（共通仕様書、指針、基準等をいう。以下「設計図書等」という。）と対比して適否を判定するものとする。
- (2) 実施状況の検査は、施工管理（施工計画、工程管理、出来形管理、品質管理、工事写真等その他の施工状況に関する各種の記録等をいう。）及び現場管理（仮設計画、安全管理、現場内の整備状況等をいう。）の状況を設計図書等と対比し別表第1に掲げる事項に留意して、施工内容の適否を判定するものとする。
- (3) 出来形、品質及び出来ばえの検査は、次のとおり行うものとする。
 - ア 出来形
出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と

設計図書等とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

イ 品質

品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書等とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

ウ 出来ばえ

仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察等により適否を判定するものとする。

- 2 検査員が特に必要と認めた場合には、別表第2及び別表第3に掲げる以外の事項を指定して検査することができる。
- 3 図面及び特記仕様書等で管理基準（規格値、施工管理基準、管理方法をいう。以下同じ。）が示されている場合は、当該管理基準を優先するものとする。
- 4 別表第2及び別表第3に定めのないものについては、広島県土木工事共通仕様書に準拠するものとする。
- 5 工事内容等により、本基準を適用することが不適当な場合は、適用除外とする。（検査の合否判定）

第5条 検査の合否判定の基準は、次によるものとする。

- (1) 観察により適合し、かつ、測定値又は施工管理の資料による値が規格値以内である場合は合格とする。
- (2) 測定値又は施工管理の資料による値が、規格値の上限を上回った場合は、機能上支障がなければ合格と認めることができる。
- (3) 観察により、不適合がある場合及び測定値又は施工管理の資料による値が、規格値の下限を下回った場合は、不合格とする。
- (4) 各工種において、測定値及び施工管理の資料による値が、規格値内であっても、すべて基準値を下回る場合は不合格とする。

附 則

- 1 この技術基準は、平成17年11月1日から施行する。
附 則
- 2 この技術基準は、平成20年 2月1日から施行する。
附 則
- 3 この技術基準は、平成30年 4月1日から施行する。

別表第1 工事実施状況の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約図書, 契約関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容, 支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
2	工事施工状況	工事帳票 (施工計画書, 工事打合せ簿等)	工法研究, 施工方法及び手戻りに対する処理状況, 現場管理状況
3	工程管理	工事帳票 (実施工程表, 工事打合せ簿等)	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書, 工事帳票 (工事打合せ簿等)	安全管理状況, 交通処理状況及び措置内容, 関係法令の遵守状況
5	施工体制	工事帳票 (施工計画書, 施工体系図, 施工体制台帳等)	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
共通	共通的工種	矢板工	基準高, 変位, 根入長, 延長 250枚につき1箇所以上(ただし, 施工延長250枚以下の場合は2箇所以上)
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ, 法長, 間隔, 幅, 延長 200mにつき1箇所以上(ただし, 施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	基礎工		基準高, 根入長, 偏心量 1基または1目地間当たり1箇所以上
	石・ブロック積(張)工		基準高, 法長, 厚さ, 延長 100mにつき1箇所以上(ただし, 施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	一般舗装工	路盤工	基準高, 幅, 厚さ 基準高, 幅は200mにつき1箇所以上(ただし, 施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは, 1kmにつき1箇所以上(ただし1km以下は2箇所以上)

	舗装工	基準高, 幅, 厚さ, 横断勾配, 平坦性	基準高, 幅は 200mにつき 1 箇所以上 (ただし, 施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上) 厚さは, 施工面積 10,000m ² につき 1 箇所以上コアーにより検査 (ただし, 施工面積 10,000m ² 以下の場合は 2 箇所以上)
	地盤改良工	基準高, 幅, 厚さ, 延長	200mにつき 1 箇所以上 (ただし, 施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	土工	基準高, 幅, 法長	200mにつき 1 箇所以上 (ただし, 施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	コンクリート 擁壁工 水路工 側溝工	基準高, 幅, 厚さ, 高さ, 延長	100mにつき 1 箇所以上 (ただし, 施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
河川	築堤護岸	基準高, 幅, 厚さ, 高さ, 法長, 延長	200mにつき 1 箇所以上 (ただし, 施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	浚渫 (川)	基準高, 幅, 深さ, 延長	
	樋門, 樋管	基準高, 幅, 厚さ, 高さ, 延長	水門・樋門・樋管は本体部, 呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごと 2 箇所以上
	水門		
海岸	堤防護岸	基準高, 幅, 厚さ, 高さ, 法長, 延長	200mにつき 1 箇所以上 (ただし, 施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	突堤・人工岬		
	海岸堤防		
	浚渫 (海)	基準高, 幅, 深さ, 延長	
砂防	砂防ダム	基準高, 幅, 厚さ, 延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所 (3 箇所以上)
	流路	基準高, 幅, 厚さ, 高さ, 延長	200mにつき 1 箇所以上 (ただし, 施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	斜面对策	基準高, 幅, 厚さ, 高さ, 延長	100mにつき 1 箇所以上 (ただし, 施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
ダム	コンクリートダム	基準高, 幅, ジョイント, 間隔, 堤長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上
	フィルダム	基準高, 外側境界線	5 測点につき 1 箇所以上

道路	道路改良	基準高，幅，厚さ，高さ，延長	100mにつき1箇所以上(ただし，施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	橋梁下部	基準高，幅，厚さ，高さ，支間(スパン)長，変位	スパン長は各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高，支間長，中心間距離，キャンバー	部材寸法は主要部材について，寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高，幅，高さ，厚さ，キャンバー	部材寸法は主要部材について，寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高，幅，厚さ，高さ，深さ，間隔，延長	両抗口を含めて，100mにつき1箇所以上(ただし，施工延長200m以下の場合は両抗口を含めて3箇所以上)
下水道	シールド工管渠	基準高，延長，中心線のずれ，仕上り内径，二次覆工厚	基準高，仕上り内径は，1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施
	推進工管渠	基準高，延長，中心線のずれ	基準高は，1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施
	開削工管渠	基準高，延長，中心線のずれ，幅，高さ	基準高は，1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施
	マンホール ポンプ場 終末処理場	工種に応じ，基準高，幅，厚さ，深さ，長さ，高さ等	構造物ごとに適宜決定
港湾	防波堤，護岸 物揚場，岸壁	基準高，幅，厚さ，高さ，延長	100mにつき1箇所以上(ただし，施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	浚渫工 置換工	基準高，幅，延長， 法勾配	測線，間隔は適宜決定

	捨石工	基準高，幅，延長	100mにつき1箇所以上(ただし，施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	ケーソン コンクリート ブロック	製作形状寸法，基準高， 法線の出入，延長	製作形状寸法は，寸法表示箇所の 任意部分 100mにつき1箇所以上(ただし， 施工延長100m以下の場合は2箇所 以上)
	その他構造物	工種に応じ，基準高，幅， 厚さ，高さ，深さ，法長， 長さ等	同種構造物ごとに適宜決定

備考

- (1) 検査は実地において行うことを原則とするが，特別な理由により実地において検査できない場合，当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については，出来形管理図表，写真，ビデオ，品質証明書等により，検査することができる。
- (2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。
- (3) この基準により難い場合は，適宜決定し実施するものとする。

別表第3 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
共通	材料	(1) 品質及び形状は，設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。
	基礎工	(1) 支持力は，設計図書と対比して適切か (2) 基礎の位置，上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。(コンクリート構造物については，シュミットハンマー等その他の方法で表面強度を判定する。)
	土工	(1) 土質，岩質は，設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。	
	無筋，鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度，スランプ，塩化物総量，アルカリ骨材反応対策，水セメント比等は，設計図書と対比して適切か。	

	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度及び舗装温度は設計図書と対比して適切か。 (1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

備考 この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。